

交 規 第 2 1 5 号  
令 和 元 年 7 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例の一部を改正する条例（平成31年3月青森県条例第56号）が平成31年3月22日に公布され、令和元年10月1日から施行されることとなった。

本改正の趣旨・概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 1 改正の概要

道路上の場所以外の場所に自動車の保管場所が確保されていることについて、警察署長が証明した書面の交付又は通知を受けようとする者が支払う手数料につき、近年の諸経費の増加等に伴い、手数料額の見直しが行われた。

それに伴い、青森県自動車保管場所証明手数料等徴収条例に定める手数料の金額を改正したものである。

#### 2 改正の内容

第1条第1項項中に規定する手数料「2,200円」を「2,250円」に改めた。

#### 3 施行期日

令和元年10月1日

#### 4 添付資料

- (1) 公布・制定文
- (2) 新旧対照条文

担 当 交 通 規 制 課  
規 制 第 二 係

添付資料省略